

平成 25 年度宍道湖水環境改善協議会 臨時総会

日 時 平成 25 年 7 月 3 日(水)9:00～11:10
集 合 岸公園
解 散 宍道湖斐川なぎさ公園

1 開 会

2 現地視察

【砂浜再生プロジェクト候補地】

- 1) 岸公園前
- 2) イングリッシュガーデン前

【その他参考スポット】

- 3) 宍道湖グリーンパーク前多自然護岸
- 4) 宍道湖斐川なぎさ公園

3 その他

- 1) 定期総会の日程等について

7 月 18 日（木） 10:30 ～ 12:00

ホテル白鳥 鳳凰 1

4 閉 会

砂浜再生プロジェクト候補地（No.1～2）

1. 岸公園前

整備年度	平成 10 年度
メリット	週末は多くの家族連れで賑わうため、多くの利用者が見込める。夕日スポットとして住民だけでなく観光客も集まる場所である。
課 題	砂浜の維持及び良好な景観の保全が課題となる。波の影響が大きく、消波工などの対策が必要となるが、季節による潮位差により冬場は布団かごが露出する懸念がある。また、流出した砂が天神川水門付近に溜まり、浚渫の必要が生じる。

2. イングリッシュガーデン前

整備年度	平成 13 年度
メリット	波の影響が比較的少なく、出雲河川事務所による浅場造成事業の計画区域である。イングリッシュガーデンと連携したイベント等における活用などが見込まれる。
課 題	現在は親水環境スポットとしての認識が低いと想定されることから、より多くの利用者に訪れてもらうため、積極的な有効活用を実施する必要がある。

その他参考スポット（No.3～4）

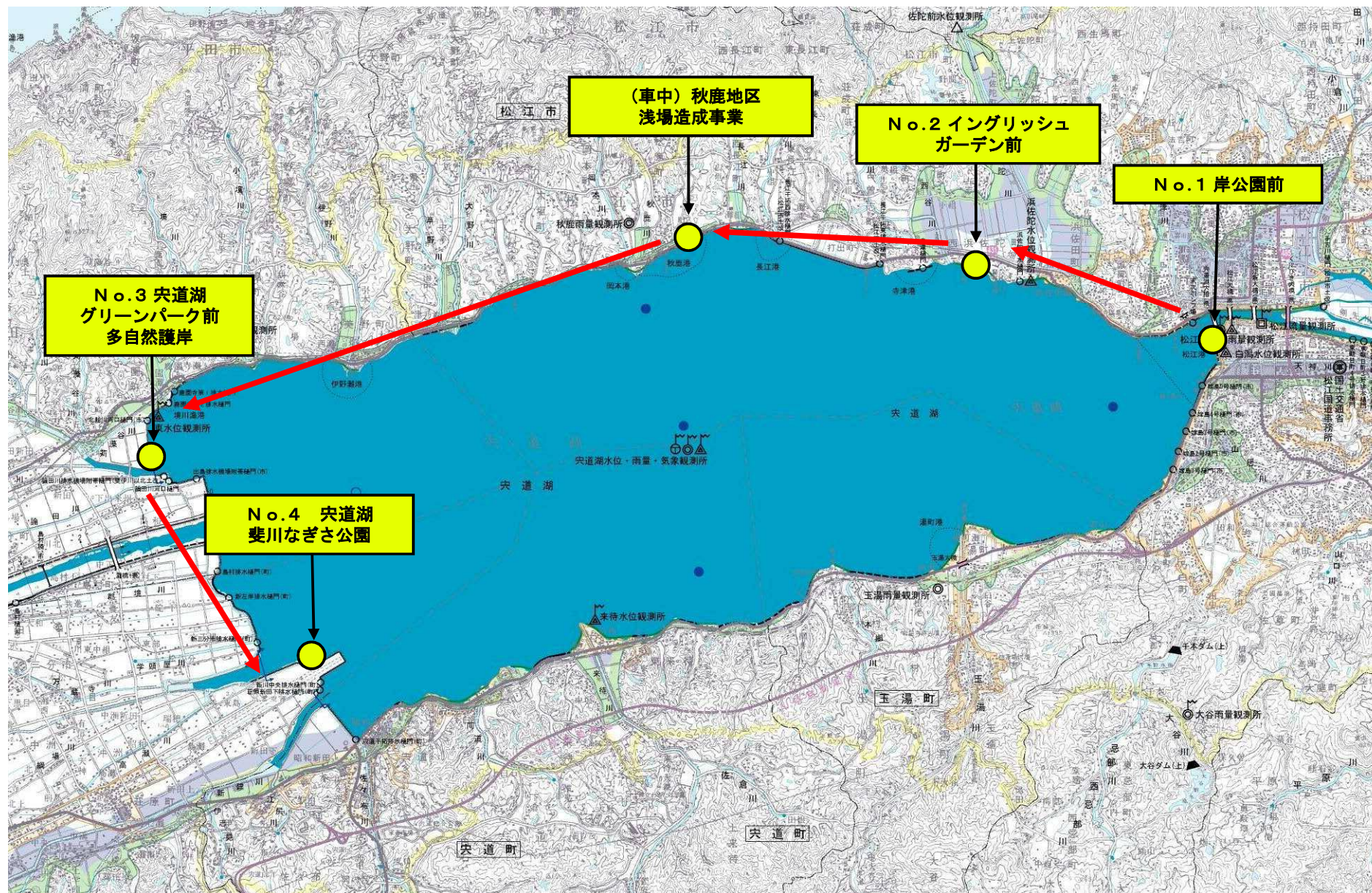
3. 宍道湖グリーンパーク前 多自然護岸

整備年度	平成 8 年度
概 要	宍道湖の豊かな自然と触れ合うことができる多自然の護岸。波静かな浅瀬には多種多様な生き物が集まり、実際に水辺に入って湖の自然環境を肌で感じることができる。ホシザキグリーン財団が整備した宍道湖グリーンパークと一体的な利用ができる。

4. 宍道湖斐川なぎさ公園

整備年度	平成 13 年度
概 要	かつて湖畔に存在した「なぎさ」の復元と、親水性が高く魅力ある水辺空間の創出を目的として整備された公園。砂浜のほか、遊歩道やスロープ、ベンチ、トイレ等が整備されている。

平成25年度宍道湖水環境改善協議会 臨時総会（現地視察）位置図

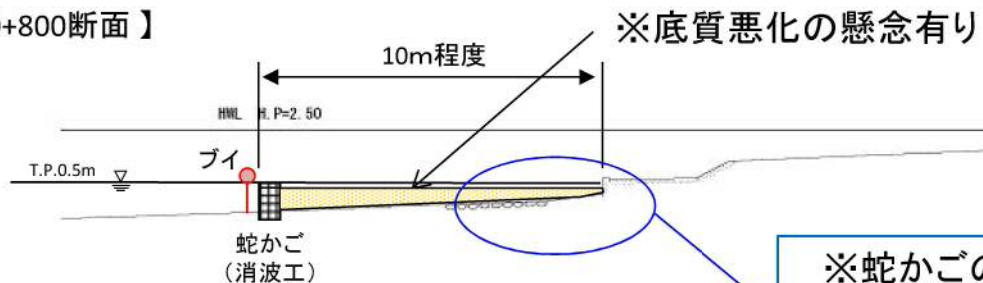


【No. 1】岸公園前の砂浜再生事業イメージ



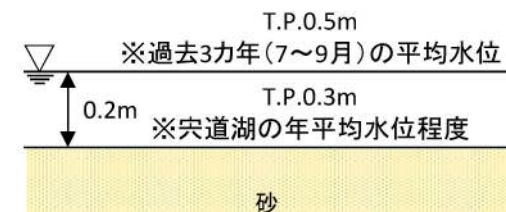
整備イメージ

【ROK0+800断面】



※例年西風が強いいため天神川への砂の流出が懸念される。

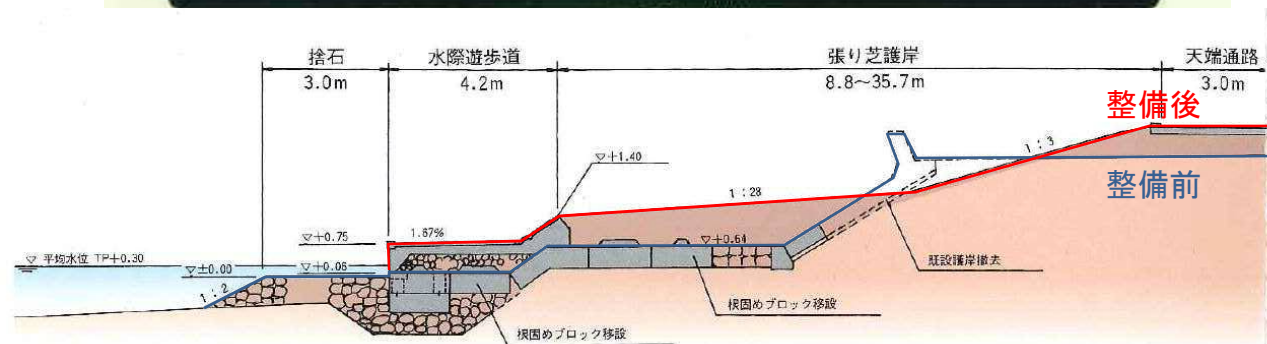
※蛇かごの高さは砂の流出防止の観点から検討が必要。
※蛇かごは必ず水面上に出るため、景観上の課題有り。



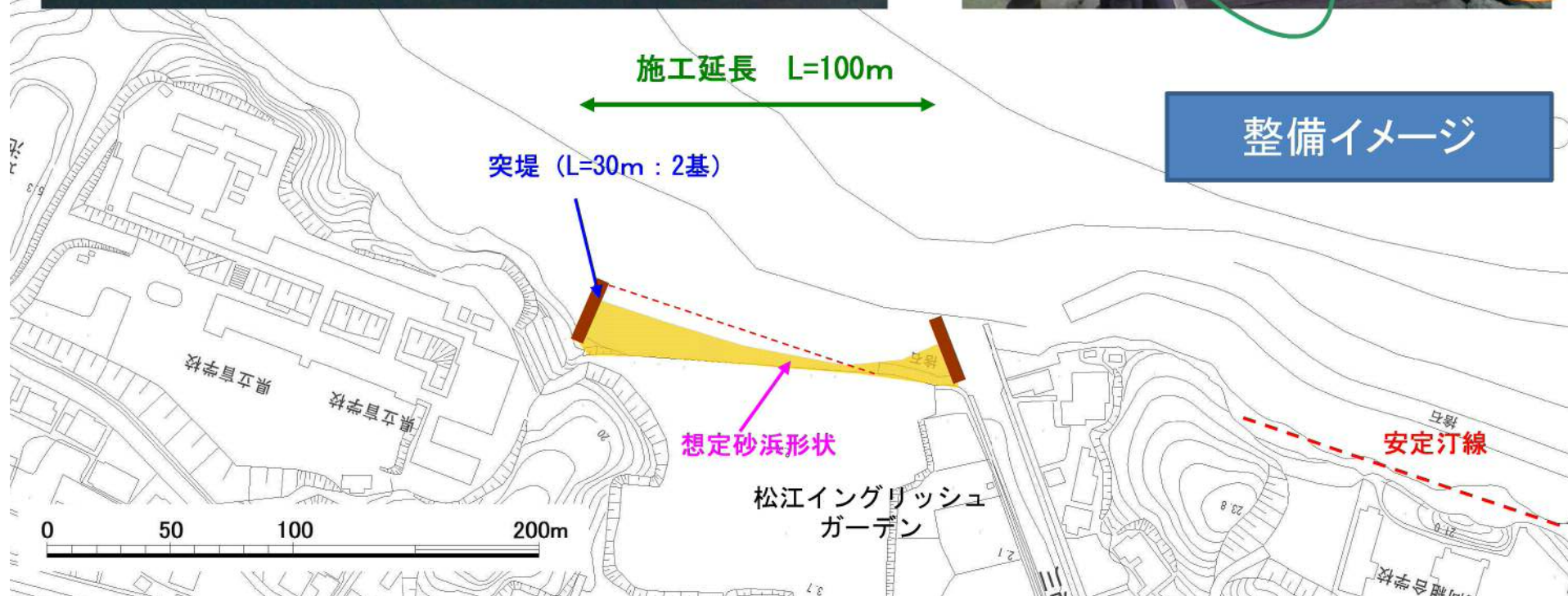
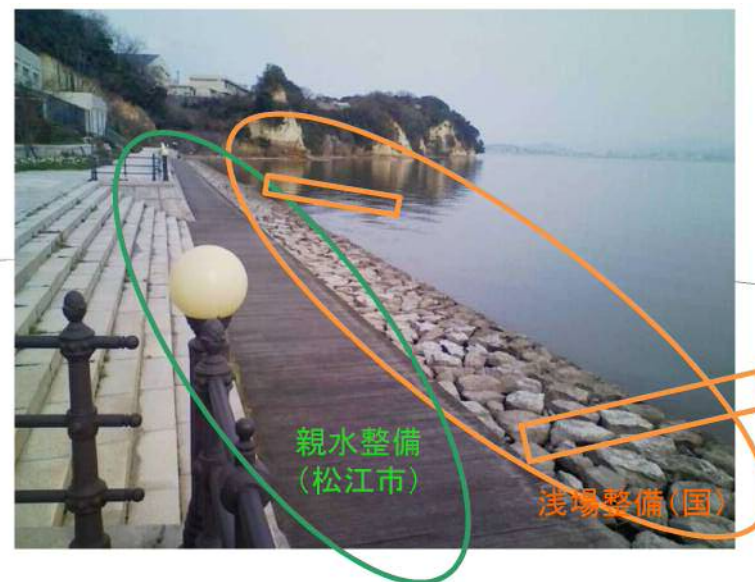
【No. 1】岸公園前の砂浜再生事業イメージ(参考)

岸公園箇所は以前から公園となっていました、高さ1m程度のコンクリート製の parapet 構造となっていたため、水辺と公園が遮断され、突道湖を眺める時も護岸が弊害となっていました。平成10年から工事が行われ現在の形状となっています。

【工事着手前の状況】



【No. 2】イングリッシュガーデン前の砂浜再生事業イメージ



【車中】秋鹿地区の浅場造成事業整備状況

整備前



ヨシ植栽状況

水中での植栽状況
(北岸出雲 鹿園寺箇所)



整備後

植生基盤となる砂
浜を整備



波浪対策、覆砂流出防
止のための波消し

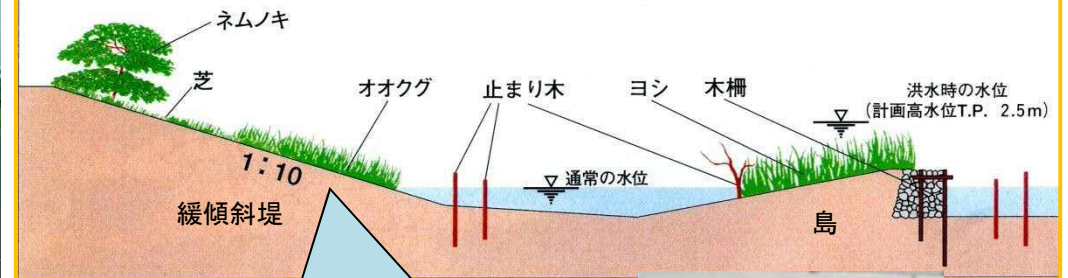


【No. 3】グリーンパーク整備状況

整備前



湖岸堤の代表的な断面



勾配1:10程度の緩傾斜堤
沖合いに島を造成
鳥のための止まり木を設置

整備後



多自然湖岸堤を
整備

矢道湖ネイチャーランドの
エリア一帯が自然学習施設



多自然湖岸堤

NO. 4 斐川なぎさ公園整備状況

- ◆ 西岸斐川箇所 穴道湖斐川なぎさ公園（平成13年完成）
整備内容：散策路、砂浜等

出雲空港、公園に隣接し、
砂浜を再現した交流拠点

出雲空港公園

出雲空港
ターミナル

穴道湖

整備前



整備後



シジミ採りイベント



穴道湖沿いの散策路



利用状況

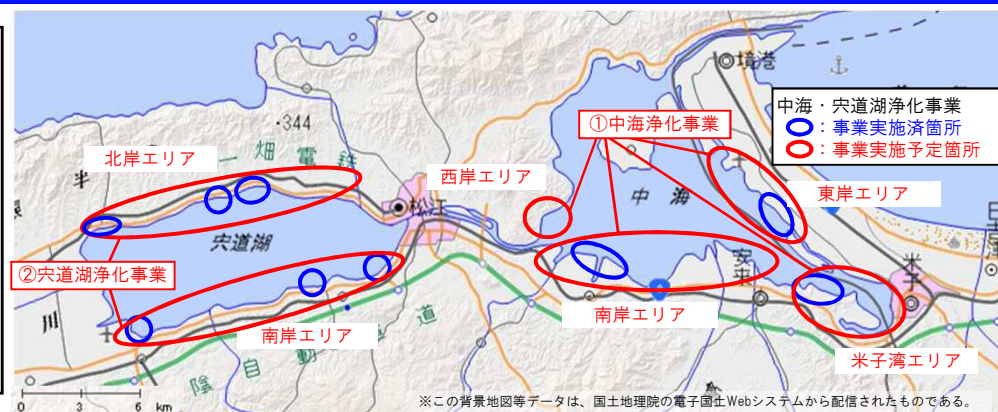


親子連れの
利用が多い

平成16年度以降の中海・宍道湖浄化事業

かつての中海・宍道湖は透明度が高く、アマモなどの海藻草類や、ヨシなどの植生が湖岸域に生育し、魚やエビ、貝などの生物が豊富であるなど、地域の漁業、農業を支え、快適に泳げる美しい湖でした。

しかし、湖に流入する生活・産業排水により水質が悪化し、埋立や湖岸道路建設等（湖岸域のコンクリート化）により、湖岸の植物や砂浜に生息する生物が減少し、自然の浄化機能も低下しています。



- 【背景】
- 湖岸のコンクリート化や浅場がなくなること波が大きくなり、湖底の砂や泥が巻き上がって透明度が低下しています。
 - 生物の生息する自然湖岸や浅場がなくなること生物が生息しにくい環境となり、自然の浄化機能が低下しています。
 - 中海・宍道湖の近年の水質は経年的にほぼ横ばいで、汚濁指標であるCODなどの水質項目は環境基準を達成していません。

【整備前】

未整備箇所の状況



生物が住みにくく透明度も低い

- 湖岸が人工化しているため生物が住みにくく、大きな波により透明度も低い状況です。

【整備後】

整備箇所の状況

左の写真箇所に隣接する整備箇所と同時に撮影



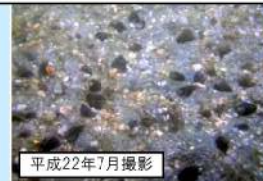
生物が住みやすくなり、波も小さい

- 湖岸に浅場の造成や覆砂を行います。
- ヨシやヤマトシジミ等が生育するとともに、湖岸域の波が小さくなり透明度が向上します。
- 子どもの遊び場やヨシの植栽体験といった環境学習の場として利用できます。

整備による効果のイメージ



整備箇所で確認されたシジミ



平成22年7月撮影

整備箇所の利用状況



平成23年7月撮影

事業の効果

- 整備により、湖岸域は波が穏やかになり、湖底の砂や泥の巻き上げが抑えられて透明度が向上します。
- 浅場を作ることで沿岸の植生や藻類が生育するようになり、鳥や魚、貝などの生物が増加し、多様な景観や自然の浄化機能の回復が期待できます。

平成25年度宍道湖水環境改善協議会 臨時総会（現地視察）出席者名簿

【委 員】

マイクロ乗車

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所	所 長	舘 健 一 郎	○
島根県 環境生活部	部 長	丸 山 達 也	○
松江市	市 長	松 浦 正 敬	○
出雲市	市 長	長 岡 秀 人	○

【随行者】

マイクロ乗車

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所	水環境課長	柏 原 良 彦	幹 事	○
	水環境課 専門官	奥 原 康 雄		
	水環境課 水質調査係長	北 川 克 治		
島根県 環境生活部	環境政策課長	伊 藤 直 文	幹 事	○
	環境政策課 宍道湖・中海対策推進室長	土 江 一 史		
	環境政策課 宍道湖・中海対策推進室調整監	嘉 藤 健 二		
	環境政策課 宍道湖・中海対策推進室主任	佐々木 一 利		
出雲市	文化環境部 環境政策調整監	浅 津 彰 敏	幹 事	○
	文化環境部次長	森 脇 悦 朗		
	文化環境部 環境政策課環境保全係長	落 合 隆		
松江市	副市長	松 浦 芳 彦		
	環境保全部長	意 東 茂 喜	幹 事	○
	環境保全部次長	松 浦 哲 次		○
	環境保全部環境保全課 環境保全係長	山 崎 日 出 夫		
	環境保全部環境保全課 環境保全係副主任	井 川 葉 月		

宍道湖水環境改善協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、宍道湖水環境改善協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、宍道湖及び流域の総合的な水環境の改善について、共通課題の認識と連携協働した取り組みの推進を図り、もって恵み豊かな宍道湖の再生と流域住民の良好な生活環境を育むことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水質浄化に関すること。
- (2) 生物の生育環境の保全に関すること。
- (3) 親水環境の創出に関すること。
- (4) 水環境改善に必要な資料の収集及び調査研究に関すること。
- (5) 水環境改善意識の普及・啓発に関すること。
- (6) 環境保全活動の推進に関すること。
- (7) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (8) その他協議会の目的達成に必要と認められる事項。

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に掲げるもの（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- (1) 国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所
- (2) 島根県環境生活部
- (3) 松江市
- (4) 出雲市

(組織)

第5条 協議会は、構成団体の長（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 協議会に顧問及びオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 1名

2 前項の役員は、総会において構成員の互選により定めるものとし、その任期は、2年とする。
ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、構成員からの会議の開催請求があったときは、速やかに会議を招集するものとする。
- 3 会議には、必要に応じて、関係者及び学識経験者等を出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第9条 協議会の事務を円滑に処理するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、構成団体の職員をもって組織する。
- 3 幹事会の運営について必要な事項は、構成団体が協議して、別に定める。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、会長の属する構成団体に設置する。

(経費)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、構成団体が協議して、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年7月19日から施行する。